

長期譲渡所得課税に対する税率の改正

現行	改正後	現行	改正後
特別譲渡後の課税額	税率	特別譲渡後の課税額	税率
4000万円以下の部分	2% 市民税 5.5%	4000万円以下の部分	2% 市民税 4%
4000万円を超える部分	3% 市民税 6%	4000万円を超えて8000万円以下の部分	2% 市民税 5.5%
		8000万円を超える部分	3% 市民税 6%

※この改正は、平成8年1月1日以後に行う土地等の譲渡について適用します。

臨時措置後の固定資産税の負担調整率

区分	上 昇 割 合	負 担 調 整 率		
		平成6年度	平成7年度	平成8年度
住宅用地	3.6倍以下のもの	1.05	1.05	1.025
	3.6倍を超え、4.8倍以下のもの	1.075		
	4.8倍を超え、6.75倍以下のもの	1.1	1.075	1.05
	6.75倍を超え、15倍以下のもの	1.15		
	15倍を超え、18倍以下のもの		1.1	1.075
非住宅用地	18倍を超え、30倍以下のもの	1.2	1.15	1.1
	30倍を超えるもの		1.2	1.15
	2.4倍以下のもの	1.05	1.05	1.025
	2.4倍を超え、3.2倍以下のもの	1.075		
	3.2倍を超え、4.5倍以下のもの	1.1	1.075	1.05
農地	4.5倍を超え、10倍以下のもの	1.15		
	10倍を超え、12倍以下のもの	1.2	1.1	1.075
	12倍を超え、18倍以下のもの		1.15	1.1
	18倍を超え、20倍以下のもの	1.25	1.2	1.15
	20倍を超え、36倍以下のもの		1.25	1.2
	36倍を超えるもの			
	1.075倍以下のもの		1.025	
	1.075倍を超え、1.15倍以下のもの		1.05	
	1.15倍を超え、1.3倍以下のもの		1.1	
	1.3倍を超え、1.5倍以下のもの	1.15		1.15
	1.5倍を超えるもの	1.2		

市役所(24)2111

地方税法改正の概要をお知らせします

地方税法の一部が改正され、4月1日から施行されます。また、税法の改正により、固定資産税の第一期分の納期なども変更になりました。

個人住民税の所得割額に特別減税を実施

平成八年度分の個人住民税について、特別減税が実施されます。この減税の額は、個人住民税の所得割額の一五割相当額で、その額が二万円を超える場合は二万円が限度となります。

■長期譲渡所得課税
個人の土地などの譲渡による長期譲渡所得の課税方式が、左上の表のように改正されます。

■均等割りの税率の引き上げ
個人住民税の均等割りの税率が、次のように改められます。

・市民税：2000円が2550円に
・県民税：700円が1000円に

身体障害者等の軽自動車税を減免

一定の身体障害者または精神障害者が所有する軽自動車のうち、本人が運転する車または、身体障害者等の通学や通院、通所生業のため、生計を一にする者が運転する車は、申請に減免されます。ただし十八歳未満の身体障害者や精神障害者の場合は、生計を一にする者が所有する軽自動車でも減免が受けられます。

宅地等の固定資産税負担調整率の変更

固定資産税については、最近

の地価の動向に対応するための臨時措置として、平成八年度の宅地等にかかる負担調整率が左上の表のように変更になります。

これにより、平成八年度の課税標準額は、平成七年度の課税標準額に表の負担調整率を乗じたものになります。

固定資産課税台帳の総覧を行います

□とき：4月3日(水) 午後2時(月)の午前8時30分午後5時。ただし、土・日曜は除く

□ところ：税務課の番窓口(市役所2階)

□縦覧できる人
・固定資産の所有者および同居の親族、納税管理者：自分の印鑑をお持ちください。

・その他の関係人：代理人の印鑑のほか、所有者の委任状または印鑑をお持ちください。

※課税台帳のコピーサービスも行っています(一枚20円)。

縦覧期間の延期に伴い、固定資産税の第一期分の納付期限が次のように変更になります。

□固定資産税第一期納期
5月16日(木) 31日(金)

◆◆◆◆◆
▼問い合わせ：市役所税務課市民税係(内線2116)、資産税係(内線211、212)へ。

お買物、ご用命は市内で

当社電話番号訂正のお知らせ

市から配布されたパンフレットなどに誤った電話番号を記載しておりました。お詫びして訂正します。

(誤) (23) 8161

(正) (22) 8161

事業系廃棄物収集運搬処理
新津市新170
ひまわり清掃サービス
☎0250(22)8161

EMで生ごみを処理し
自然農法による野菜を食べてみませんか

EMバックインスペシャル(生ゴミ処理器)
ポカシ各種、EM菌1号

取扱店：天壽草草協会 EM班

(有)酒井商店内 朝日121 TEL 22-7675

ごみ文化の創生を

ごみは指定袋に、空き缶は資源の日

ごみは地域文化を映し出します

4月1日から、ごみの指定袋収集が始まるとともに、大型ごみの戸別収集、「資源の日」の空き缶収集が新たにスタートしました。今号では、その概要をご紹介します。

ごみの指定袋制がスタートしました

四月一日(月)からは、家庭から出る「家庭系ごみ」は、指定袋に入れてごみステーションに出すことになりました。

指定袋には、町内会名と氏名の記入欄がありますが、記入は強制ではありません。また、ごみを出す袋の数には制限は設けませんが、できるだけ少なくするようご協力ください。

各家庭にごみの指定袋のサンブルセット(燃えるごみ用大・中・小各5枚、燃えないごみ用大・中・小各2枚)を無料配布しました。これを使用して、どの大きさの袋が適当かを確かめてください。

サンブルセットの袋を使い切ったら、市内の「ごみの指定袋販売店」で購入してください。この販売店は「家庭ごみの分別と出し方」のパンフレットに記載されています。なお、ごみ指定袋は、五月一日(水)から販売されます。

また、五月三十一日(金)までは、今まで使用していた袋(公衆衛生協会輪旋袋など)でごみを出しても収集します。しかし、六月一日(土)からは指定袋以外でごみを出す収集しませんので、必ず指定袋に入れてください。

なお、事業所や商店などから出る「事業系ごみ」は、事業系

の指定袋に入れて、直接クリーンセンターに持ち込むか、市が許可した収集運搬業者に委託して運搬してもらうことになります。事業系の指定袋は、四月一日(月)から市役所五階生活環境課で購入できます。

大型ごみの戸別収集が始まります

クリーンセンター(ごみ焼却施設)とともに、大型ごみの処理施設が完成しました。そこで、市では、四月一日(月)から大型ごみの戸別収集を始めます。

□大型ごみの戸別収集の手順
①クリーンセンター(☎22-0917)に電話して、収集日時を予約をします。

②予約当日、玄関前に大型ごみを出しておきます。

③収集時には在宅してください。収集に伺った際に処理手数料を払っていただきます。

※大型ごみ処理手数料は「家庭ごみの分別と出し方」のパンフレットをご覧ください。

空き缶を「資源の日」に収集します

四月一日(月)から、月一回



空き缶の出し方

の資源の日に、古紙とガラスびんに加えて空き缶も収集します。ごみステーションに青色のコンテナを用意しますので、そこに空き缶をそのまま(袋に入れないで)出してください。アルミ缶・スチール缶の分別は必要ありません。

□収集対象空き缶
・ビールやジュースなどの飲料缶、缶詰などの食用缶、お茶缶、粉ミルクの缶など

※収集しない空き缶：一斗缶、ファンヒーターの灯油タンク、お菓子の缶、スチール製の缶、箱、スプレー缶など。これらは今までどおり燃えないごみの日に出してください。

くわしいことは、三月一日号広報と一緒に配布したチラシをご覧ください。

▼問い合わせ：市役所生活環境課環境衛生係(内線555)へ。

お買物、ご用命は市内で

ごみステーション

●犬・猫・カラス等の被害から守るトリカルネット使用



ご用命は…製造販売元

★地域環境美化に貢献いたします★

春の環境美化キャンペーン(4月1日～5月31日まで)

- 県下最多の設置実績を誇る普及型。
- 超低価・超軽量・ワンタッチ折りたたみ式。
- 1基13000円→キャンペーン中特別助成付。但し限定数有。
- 他に各機種・特別寸法の受注も特別価格にて承ります。

☎025-287-1008(代) FAX 025-287-1003 へ

クリーン・にいがた・センター